

# 四半期報告書

(第47期第1四半期)

株式会社 幸楽苑ホールディングス

---

# 四 半 期 報 告 書

---

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

# 目 次

	頁
【表紙】 .....	1
第一部 【企業情報】 .....	2
第1 【企業の概況】 .....	2
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	2
2 【事業の内容】 .....	2
第2 【事業の状況】 .....	3
1 【事業等のリスク】 .....	3
2 【経営上の重要な契約等】 .....	3
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 .....	3
第3 【提出会社の状況】 .....	7
1 【株式等の状況】 .....	7
2 【役員の状況】 .....	8
第4 【経理の状況】 .....	9
1 【四半期連結財務諸表】 .....	10
2 【その他】 .....	16
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	17

四半期レビュー報告書

確認書

**【表紙】**

**【提出書類】** 四半期報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の7第1項

**【提出先】** 東北財務局長

**【提出日】** 平成28年8月12日

**【四半期会計期間】** 第47期第1四半期(自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)

**【会社名】** 株式会社幸楽苑ホールディングス

**【英訳名】** KOURAKUEN HOLDINGS CORPORATION

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長兼海外事業本部長 新井田 傳

**【本店の所在の場所】** 福島県郡山市田村町上行合字北川田2番地1

**【電話番号】** 024(943)3351(代表)

**【事務連絡者氏名】** 常務取締役管理本部長兼経理部長 久保田 祐一

**【最寄りの連絡場所】** 福島県郡山市田村町上行合字北川田2番地1

**【電話番号】** 024(943)3351(代表)

**【事務連絡者氏名】** 常務取締役管理本部長兼経理部長 久保田 祐一

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第46期 第1四半期 連結累計期間	第47期 第1四半期 連結累計期間	第46期
会計期間	自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日	自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日	自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日
売上高 (千円)	9,292,674	9,285,471	38,206,338
経常利益又は経常損失(△) (千円)	△21,547	22,897	858,633
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 又は親会社株主に帰属する 四半期純損失(△) (千円)	△64,494	46,294	133,137
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	△51,427	85,087	93,357
純資産額 (千円)	9,389,276	9,419,897	9,499,358
総資産額 (千円)	23,892,800	22,555,451	23,608,755
1株当たり四半期(当期) 純利益金額又は1株当たり 四半期純損失金額(△) (円)	△3.95	2.81	8.12
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	—	2.80	8.07
自己資本比率 (%)	39.22	41.70	40.17

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第46期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失のため、記載しておりません。

#### 2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

当社は、平成28年6月16日開催の取締役会において、THAI PRESIDENT FOODS PUBLIC COMPANY LIMITED（以下、「タイプレジデントフーズ社」という。）との間で、フランチャイズ契約を締結する決議を行い、タイプレジデントフーズ社とフランチャイズ契約を締結することに合意いたしました。

#### 1. 本件契約の理由

当社は、タイ王国における外食事業（直営店）の展開を目的にKOURAKUEN (THAILAND) CO., LTD. を設立し、営業活動を行ってまいりましたが、当初想定していた売上が見込めず店舗運営を継続することが困難な状況にあり、同社の解散を決定いたしました。しかしながら、当社の経営理念等を共有していただける当該企業とのフランチャイズ契約により、タイ王国における新たなパートナー企業として、両社の更なる事業拡大を推進してまいります。

#### 2. フランチャイズ契約先（予定）の概要

タイプレジデントフーズ社は、1972年に創業された食品製造会社で、タイ証券取引所のメインボード（市場第一部）に上場している年商約400億円の企業です。

即席麺ブランド“MAMA”（読み方：マーマー）を製造販売し、40年以上に亘りタイ国内シェア50%以上を維持し、「タイの国民食」と言われるトップブランドに成長しております。現在では、タイ王国のみならず海外60ヶ国に輸出しているタイ最大手の即席麺製造会社です。また、即席麺の他、“Bissin”、“Homey”等の菓子製造をし、タイ王国及び近隣諸国に出荷しております。

#### 3. その他

2016年6月30日から7月3日までの4日間、バンコク市内のQueen Sirikit National Convention Center（クイーン・シリキット国際会議場）にて開催される第20回サハグループフェア（期間中の来場者予測100万人）にて、同社のフランチャイズ店としての「幸楽苑」を大々的にお披露目いたしました。

同社とは、フランチャイズ契約後の新規出店予定数についても事前合意しており、当社は、技術・ノウハウを同社へ全面的に提供し、店舗拡大に協力してまいります。また、今後につきましては、タイ国内に関わらず、東南アジア全体に店舗拡大すべく、同社との強固な連携を進めてまいります。

## 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

### (1) 経営成績の分析

当第1四半期連結累計期間（平成28年4月1日から平成28年6月30日まで）におけるわが国の経済は、政府・日銀による経済対策や金融政策の効果から雇用情勢の改善をはじめとした緩やかな景気回復基調で推移したものの、中国経済の急激な景気減速に伴う原油安や見送られた消費税増税に対する不安感、英国のEU離脱による世界同時株安など景気の先行きに不透明感が増してきました。

外食産業におきましては、慢性的な人材不足や人件費の高騰、消費者の節約志向や中食需要の高まりから、業種・業態を超えた獲得（顧客・人材）競争の激化により厳しい経営環境が続いております。

このような状況の中で、当社グループは、中長期的な経営戦略を踏まえ、長期的かつ安定的な企業価値の向上を図ることを企業目的として、『中期経営計画の推進による構造改革元年』を行動目標として、積極的な新規出店を継続するとともに、新たなる業態と商品の開発、品質（商品・サービス）改革の強化を推進してまいりました。

この結果、当第1四半期連結累計期間の業績につきましては、売上高9,285百万円（前年同期比0.0%減）、営業利益56百万円（前年同期営業損失44百万円）、経常利益22百万円（同経常損失21百万円）、親会社株主に帰属する四半期純利益46百万円（同親会社株主に帰属する四半期純損失64百万円）となりました。また、当第1四半期連結会計期間末のグループ店舗数は533店舗（前年同期比10店舗増）となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであり、金額については、セグメント間の内部売上高又は振替高を含んで表示しております。

#### ① ラーメン事業

ラーメン事業においては、「価格」より「価値」を重視した商品政策を推し進め、味噌の旨みを最大限に引き出した特性スープによる地域限定商品「味噌野菜らーめん」等を順次導入いたしました。また、首都圏でのテレビCMを実施するとともに、「店長サービス強化研修」に加え「クオリティー強化研修」等による店舗サービス及びクオリティーの向上を図り、客数及び客単価の改善に努めてまいりました。

店舗展開につきましては、国内において新商勢圏である広島県への1店舗を含め「幸楽苑」10店舗（ロードサイド3店舗、ショッピングセンター内フードコート6店舗、ビルイン1店舗）を出店するとともに、スクラップ・アンド・ビルド1店舗、スクラップを7店舗（国内5店舗、海外2店舗）で実施いたしました。これにより、店舗数は、直営店515店舗（前年同期比11店舗増）となり、地域別では国内512店舗、海外3店舗、業態別では「幸楽苑」513店舗、「味よし」2店舗となりました。

この結果、売上高は9,056百万円（前年同期比0.0%増）となり、営業利益は505百万円（同14.9%増）となりました。

#### ② その他の事業

その他の事業は、フランチャイズ事業（ラーメン業態のフランチャイズ展開）、その他外食事業（和食業態の店舗展開）、損害保険及び生命保険の代理店業務、広告代理店業務を行っております。

フランチャイズ事業につきましては、店舗数は16店舗、業態別では「幸楽苑」16店舗であり、その他外食事業につきましては、店舗数は直営店2店舗、業態別では「とんかつ伝八」2店舗となっております。

この結果、その他の事業の売上高は465百万円（前年同期比5.7%増）となり、営業利益は72百万円（同8.8%減）となりました。

### (2) 財政状態の分析

#### (資産)

流動資産は、前連結会計年度末に比べて1,143百万円減少し、3,400百万円となりました。これは、現金及び預金が1,064百万円減少したことなどによります。

固定資産は、前連結会計年度末に比べて90百万円増加し、19,154百万円となりました。これは、建物が61百万円、リース資産が107百万円増加し、投資その他の資産「その他」に含まれる建設協力金が32百万円減少したことなどによります。

この結果、総資産は、前連結会計年度末に比べて1,053百万円減少し、22,555百万円となりました。

#### (負債)

流動負債は、前連結会計年度末に比べて676百万円減少し、6,924百万円となりました。これは、流動負債「その他」に含まれる未払金が118百万円及び預り金が163百万円それぞれ増加し、未払法人税等が161百万円、流動負債「その他」に含まれる未払消費税等が557百万円及び未払費用が202百万円減少したことなどによります。

固定負債は、前連結会計年度末に比べて297百万円減少し、6,211百万円となりました。これは、長期借入金が359百万円減少したことなどによります。

この結果、負債合計は、前連結会計年度末に比べて973百万円減少し、13,135百万円となりました。

(純資産)

純資産合計は、前連結会計年度末に比べて79百万円減少し、9,419百万円となりました。これは、利益剰余金が118百万円減少したことなどによります。

### (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び連結子会社）が事業上及び財務上の対処すべき課題について、重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等は次のとおりであります。

当社グループは、平成27年5月8日開催の取締役会において、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下、「会社の支配に関する基本方針」という。）に基づき、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の更なる確保・向上の観点から、買収防衛策の内容一部変更及び継続を目的とした「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「本対応策」という。）の継続について決議し、平成27年6月18日開催の当社第45期定時株主総会における承認を得て継続しております。

#### ① 会社の支配に関する基本方針の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、当社の企業価値の源泉、当社のステークホルダーの方々との信頼関係を理解し、当社の企業価値及び株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならない、と考えております。

#### ② 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組みの概要

当社では、当社の企業価値及び株主共同の利益を向上させるため、平成27年3月期を初年度とする3ヵ年の新中期経営計画を策定し、その実現に向けてグループ全社を挙げて取り組んでおります。

この中期経営計画の経営方針は、次のとおりであります。

イ 1,000店舗体制に向けた出店強化

（10年以内に国内1,000店舗達成を目指す。）

ロ 既存店活性化対策

（既存店売上高前年比98～100%の維持）

ハ 商品開発力の強化とコア商品のブラッシュアップ

ニ マーチャンダイジングシステムの再構築

ホ 大量出店に対応した人材確保と教育システムの強化

ヘ 財務体質の強化

ト コーポレートガバナンス重視経営

また、長期数値目標値として、経常利益率10%、投下資本利益率（ROI）20%以上、自己資本利益率（ROE）10%以上の実現と継続を掲げ、経営効率の改善に努めてまいります。

#### ③ 本対応策の概要

イ 本対応策の対象となる当社株式の買付

本対応策の対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループの保有割合が20%以上となる当社株式等の買付行為、又は既に20%以上を所有する特定株主グループによる当社株式等の買増行為（以下、「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行うものを「大規模買付者」という。）とします。

ロ 大規模買付ルール概要

大規模買付者は、まず当社取締役会宛に、日本語で記載された「意向表明書」を提出していただき、当社はこの意向表明書の受領後、大規模買付者から当社取締役会に対して、当社の株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な日本語で記載された情報（以下、「大規模買付情報」という。）の提出を求めます。

当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付情報の提供を完了した後、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間を設定し、当社取締役会は独立委員会による勧告を受ける他、適宜必要に応じて外部専門家の助言を受けながら提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、開示します。

- ハ 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合  
大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。  
ただし、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は例外的に当社株主の皆様の利益を守るために適切と判断する対抗措置を講じることがあります。
  - ニ 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合  
当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法令により認められる措置（以下、「対抗措置」という。）を講じ、大規模買付行為に対抗する場合があります。
- ④ 対抗措置の合理性及び公平性を担保するための制度及び手続
- イ 独立委員会の設置  
当社取締役会による恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性及び合理性を担保するために、独立委員会規程を定め、独立委員会を設置しております。
  - ロ 対抗措置発動の手続  
対抗措置をとる場合には、独立委員会は、大規模買付情報の内容等を十分勘案した上で対抗措置の内容及びその発動の是非について当社取締役会に対して勧告を行うものとします。
  - ハ 対抗措置発動の停止等について  
対抗措置の発動が適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、あらためて独立委員会に諮問し、対抗措置の発動の停止又は変更などを行うことがあります。
- ⑤ 本対応策の有効期間  
本対応策の有効期間は、平成30年6月に開催予定の定時株主総会終結時までであります。
- ⑥ 本対応策に対する当社取締役会の判断及びその理由
- イ 本対応策が会社の支配に関する基本方針に沿うものであること  
当社の財務・事業方針の決定を支配する者の在り方は、当社の実態を正確に理解し、当社の企業価値及び株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないという観点から、本対応策は、大規模買付者が当社の支配者として相応しい者であるか否かを判別するためのシステムとして構築しました。本対応策により、当社取締役会は、大規模買付者は、当社の正確な実態を理解をしているか、当社の経営資源をどのように有効利用する方針なのか、これまでの当社とステークホルダーの関係にどのような配慮をしているか、これらを踏まえ当該大規模買付提案が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上につながるようになるのか等を検討することで当社の支配者として相応しいか否かの判別をし、そのプロセス及び結果を投資家の皆様に開示いたします。
  - ロ 本対応策が当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではないこと  
本対応策は、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を確保し向上させることを目的に作成したものです。当社の支配者として相応しくないと判断される大規模買付者への対抗措置として現時点で想定しております新株予約権の無償割当も、当該大規模買付者以外の株主の皆様の利益を損なわないよう配慮して設計しております。
  - ハ 本対応策が当社取締役の地位の維持を目的とするものではないこと  
買収防衛策を導入することは、得てして取締役（会）の保身と受取られる可能性のある意思決定事項であることは承知しております。そのため、このような疑義を生じさせないため、本対応策の効力発生は株主総会での承認を条件としておりますし、本対応策の継続又は廃止に関しましても株主総会の決定に従います。さらに、当社の支配者として相応しくないと判断される大規模買付者への対抗措置の発動プロセスにも取締役会の恣意性を排除するために外部者により構成する独立委員会のシステムを導入しております。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の研究開発費の総額は16百万円であります。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	40,000,000
計	40,000,000

###### ② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成28年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成28年8月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	16,714,541	16,717,141	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株であります。
計	16,714,541	16,717,141	—	—

(注) 提出日現在発行数には、平成28年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

##### (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成28年4月1日～ 平成28年6月30日	—	16,714,541	—	2,949,379	—	2,895,787

(注) 平成28年7月1日から平成28年7月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が2,600株、資本金が1,677千円及び資本準備金が1,677千円増加しております。

##### (6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

## (7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成28年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

### ① 【発行済株式】

平成28年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 15,300	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式16,647,000	166,470	同上
単元未満株式	普通株式 52,241	—	同上
発行済株式総数	16,714,541	—	—
総株主の議決権	—	166,470	—

- (注) 1. 「完全議決権株式(自己株式等)」欄の普通株式には、当社が導入した「株式給付信託(J-ESOP)」の信託口が所有する250,200株は含まれておりません。
2. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が1,300株(議決権13個)含まれております。
3. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式69株及び証券保管振替機構名義の株式45株が含まれております。

### ② 【自己株式等】

平成28年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社幸楽苑 ホールディングス	福島県郡山市田村町上行 合字北川田2-1	15,300	—	15,300	0.09
計	—	15,300	—	15,300	0.09

## 2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成28年4月1日から平成28年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成28年4月1日から平成28年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

# 1 【四半期連結財務諸表】

## (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成28年6月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	2,972,567	1,908,105
売掛金	213,919	186,085
たな卸資産	284,894	294,140
その他	1,073,118	1,012,609
流動資産合計	4,544,500	3,400,941
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	6,157,557	6,218,927
土地	3,954,241	3,954,241
リース資産（純額）	3,553,136	3,660,935
その他（純額）	986,680	970,523
有形固定資産合計	14,651,616	14,804,628
無形固定資産	158,972	158,321
投資その他の資産		
敷金及び保証金	2,168,308	2,195,208
その他	2,086,608	1,997,644
貸倒引当金	△1,250	△1,293
投資その他の資産合計	4,253,666	4,191,560
固定資産合計	19,064,254	19,154,510
資産合計	23,608,755	22,555,451
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	1,255,484	1,326,255
1年内返済予定の長期借入金	1,436,626	1,436,626
未払法人税等	196,137	34,646
店舗閉鎖損失引当金	44,174	10,000
関係会社整理損失引当金	250,434	163,894
その他	4,417,472	3,952,773
流動負債合計	7,600,330	6,924,197
固定負債		
長期借入金	3,276,586	2,917,430
退職給付に係る負債	66,959	69,201
資産除去債務	739,220	756,435
その他	2,426,299	2,468,289
固定負債合計	6,509,065	6,211,356
負債合計	14,109,396	13,135,553

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成28年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,949,379	2,949,379
資本剰余金	2,945,810	2,945,810
利益剰余金	4,015,105	3,896,910
自己株式	△321,162	△321,162
株主資本合計	9,589,133	9,470,937
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	24,818	6,422
為替換算調整勘定	29,410	74,624
退職給付に係る調整累計額	△157,711	△145,737
その他の包括利益累計額合計	△103,482	△64,689
新株予約権	13,708	13,650
非支配株主持分	-	-
純資産合計	9,499,358	9,419,897
負債純資産合計	23,608,755	22,555,451

## (2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)
売上高	9,292,674	9,285,471
売上原価	2,542,321	2,482,605
売上総利益	6,750,352	6,802,866
販売費及び一般管理費	6,795,158	6,746,766
営業利益又は営業損失(△)	△44,805	56,099
営業外収益		
受取利息	6,648	3,654
固定資産賃貸料	71,945	96,881
協賛金収入	31,550	31,570
その他	25,261	23,669
営業外収益合計	135,405	155,776
営業外費用		
支払利息	23,311	18,678
固定資産賃貸費用	69,207	85,341
為替差損	8,210	69,456
その他	11,418	15,502
営業外費用合計	112,148	188,978
経常利益又は経常損失(△)	△21,547	22,897
特別利益		
投資有価証券評価損戻入益	1,429	18,688
関係会社整理損失引当金戻入額	-	68,798
その他	2,767	1,275
特別利益合計	4,196	88,762
特別損失		
投資有価証券評価損	1,271	23,701
減損損失	4,664	3,031
その他	755	1,743
特別損失合計	6,692	28,477
税金等調整前四半期純利益又は 税金等調整前四半期純損失(△)	△24,043	83,182
法人税、住民税及び事業税	54,470	22,820
法人税等調整額	△14,018	14,068
法人税等合計	40,451	36,888
四半期純利益又は四半期純損失(△)	△64,494	46,294
非支配株主に帰属する四半期純損失(△)	-	-
親会社株主に帰属する四半期純利益又は 親会社株主に帰属する四半期純損失(△)	△64,494	46,294

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)
四半期純利益又は四半期純損失(△)	△64,494	46,294
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,108	△18,395
為替換算調整勘定	6,367	45,213
退職給付に係る調整額	5,591	11,974
その他の包括利益合計	13,067	38,792
四半期包括利益	△51,427	85,087
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△51,427	85,087
非支配株主に係る四半期包括利益	-	-

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(追加情報)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)
「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当第1四半期連結会計期間から適用しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)
減価償却費	379,227千円	386,264千円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年4月21日 取締役会	普通株式	163,116	10	平成27年3月31日	平成27年6月19日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、株式給付信託(J-ESOP)によって設定される信託に対する配当金2,502千円を含めておりません。これは、本信託が保有する当社株式を自己株式として認識しているためです。

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年3月31日 取締役会	普通株式	164,489	10	平成28年3月31日	平成28年6月20日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、株式給付信託(J-ESOP)によって設定される信託に対する配当金2,502千円を含めておりません。これは、本信託が保有する当社株式を自己株式として認識しているためです。

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループの報告セグメントは「ラーメン事業」のみであり、セグメント情報の開示の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり四半期純損失金額(△)	△3円95銭	2円81銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額又は 親会社株主に帰属する四半期純損失金額(△) (千円)	△64,494	46,294
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期 純利益金額又は普通株式に係る親会社株主に 帰属する四半期純損失金額(△) (千円)	△64,494	46,294
普通株式の期中平均株式数 (株)	16,325,725	16,448,972
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	—	2円80銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額 (千円)	—	—
普通株式増加数 (株)	—	76,153
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四 半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結 会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

- (注) 1. 前第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失のため、記載しておりません。
2. 株式給付信託(J-ESOP)によって設定される信託が所有する当社株式については、四半期連結財務諸表において自己株式として認識しております。
- 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、前第1四半期連結累計期間250,200株、当第1四半期連結累計期間250,200株であります。

## (重要な後発事象)

### 自己株式の取得及び自己株式の公開買付けについて

当社は、平成28年7月29日開催の取締役会において、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第459条第1項の規定による当社定款の規定及び同法第156条第1項の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付けを行うことを決議いたしました。

#### 1. 買付け等の目的

当社の主要株主である筆頭株主の株式会社ニイダホールディングスより、その保有する当社普通株式の一部について売却する意向がある旨の連絡を受けました。

これを受け、当社は、一時的にまとまった数量の株式が市場に放出されることによる当社普通株式の流動性及び市場価格に与える影響並びに当社の財務状況等を総合的に鑑み、当該株式を自己株式として取得することについての具体的な検討を開始いたしました。

その結果、当社が当該株式を自己株式として取得することは、当社の1株当たり当期純利益（EPS）の向上や自己資本当期純利益率（ROE）等の資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する一層の利益還元につながる判断いたしました。さらに、かかる自己株式の取得を行った場合においても、当社の財務状況や配当方針に大きな影響を与えることなく、財務の健全性及び安定性を維持できるものと判断いたしました。その上で、自己株式の具体的な取得方法については、株主間の平等性、取引の透明性の観点から、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。

#### 2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容

- |               |  |
|---------------|--|
| (1) 取得する株式の種類 | 当社普通株式                                   |
| (2) 取得する株式の総数 | 1,700,100株（上限）<br>（発行済株式総数に対する割合 10.17%） |
| (3) 取得価額の総額   | 2,295,135,000円（上限）                       |
| (4) 取得する期間    | 平成28年8月1日から平成28年9月30日まで                  |

#### 3. 自己株式の公開買付け等の概要

- |                |                         |
|----------------|-------------------------|
| (1) 買付け等の期間    | 平成28年8月1日から平成28年8月29日まで |
| (2) 買付け等の価格    | 普通株式1株につき、金1,350円       |
| (3) 買付予定数      | 1,700,000株              |
| (4) 買付け等に要する資金 | 2,318,000,000円          |
| (5) 公開買付開始公告日  | 平成28年8月1日               |
| (6) 決済の開始日     | 平成28年9月21日              |

## 2 【その他】

平成28年3月31日開催の取締役会において、平成28年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり期末配当を行うことを決議いたしました。

- |                      |            |
|----------------------|------------|
| ① 配当金の総額             | 164,489千円  |
| ② 1株当たりの金額           | 10円00銭     |
| ③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 | 平成28年6月20日 |

(注) 配当金の総額には、株式給付信託(J-ESOP)によって設定される信託に対する配当金2,502千円を含めておりません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年 8月12日

株式会社幸楽苑ホールディングス  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 原 口 清 治 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 満 山 幸 成 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社幸楽苑ホールディングスの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成28年4月1日から平成28年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成28年4月1日から平成28年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

## 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社幸楽苑ホールディングス及び連結子会社の平成28年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成28年7月29日開催の取締役会において、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付けを行うことを決議している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

**【表紙】**

**【提出書類】** 確認書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の8第1項

**【提出先】** 東北財務局長

**【提出日】** 平成28年8月12日

**【会社名】** 株式会社幸楽苑ホールディングス

**【英訳名】** KOURAKUEN HOLDINGS CORPORATION

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長兼海外事業本部長 新井田 傳

**【最高財務責任者の役職氏名】** 該当事項はありません。

**【本店の所在の場所】** 福島県郡山市田村町上行合字北川田2番地1

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長兼海外事業本部長新井田傳は、当社の第47期第1四半期（自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。